

第6章 資料編

- ①用語解説
- ②環境基準等一覧
- ③由利本荘市環境基本条例
- ④計画策定体制
- ⑤計画策定の経緯

①用語解説

ア

アイドリング

自動車などのエンジンに負荷をかけず低速で空転させること。停車中にエンジンをかけたままにすることや、暖機運転など。

イ

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定義される産業廃棄物以外の廃棄物のことで、家庭での日常生活を営む上で排出される「家庭系一般廃棄物」と、オフィスや店舗などの事業活動から排出される「事業系一般廃棄物」がある。

エ

エコドライブ

自動車などを利用する際に、省エネルギーや大気汚染物質の排出削減など環境に配慮した運転をすること。実施内容には、ふんわりアクセルや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェックなどがある。

エコマーク

様々な商品(製品及びサービス)の中で、生産から廃棄にわたるライフサイク

ル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークのこと。(財)日本環境協会による審査を経て認定された商品のことをエコマーク商品という。

ESCO(エスコ)事業

省エネルギーに関する包括的なサービスを提案・提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するもので、顧客の利益と地球環境の保全に貢献する事業。ESCO事業者は、顧客の省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受け取る。

エネルギー効率

燃料が実際に使用されて生じるエネルギー量と、エネルギーの変換や輸送などによって生じる損失量を差し引いた実際に利用できるエネルギー量が比率で表された数値のこと。

オ

屋上緑化

建物屋上の空いているスペースを利用し芝やセダムなどを栽培することで緑化面積を創出する方法のこと。太陽熱を遮ることで屋内温度上昇の抑制や、植物の蒸散作用による周囲の気温の低下が期待され、ヒートアイランド現象に効果的といわれている。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーによって暖められた熱を地球内に留める性質を持つ大気中の気体（ガス）で、この気体の存在により地球の平均気温は約 14℃に保たれているが、仮にこの気体がないと約 -19℃になるといわれている。京都議定書では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象となっている。

カ

カーボンニュートラル

植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないという性質のこと。

外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、人間の活動などを介して意図的または非意図的に持ち込まれた動植物のこと。主に外国から日本に入ってきた生物を指すが、国内の他地域からの移入も外来生物である。外来生物が定着した地域では在来生物（もともとその地域に生育する生物）との生存競争により、在来生物が絶滅する問題も懸念されている。

化石燃料

動植物の死骸が地中に堆積し、長い年

月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。資源として埋蔵量に限りがあることや、その燃焼により地球温暖化や大気汚染に影響を与えることから、化石燃料に代わるエネルギーの開発が急務となっている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を個別にまとめて処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽と比べてはるかに処理能力が高く、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

環境監視パトロール

良好な環境を保全するため市長に任命された環境監視員による巡視活動のこと。廃棄物の不法投棄や不適切放置を発見した場合は速やかに市長に報告することとされている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づいて定められる環境保全行政上の目標のこと。現在まで、大気、水質、騒音、土壌について定められている。

環境負荷

人の活動が環境に与える負担のことで、集積により環境へ悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の

原因となるおそれのあるものをいう。」
としている。

環境マネジメントシステム

事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的に環境保全方針や目標を定め、目標達成に向けた取り組みを実行し、その取り組みの点検・評価をすることにより、継続的に環境配慮行動を進める一連の手続きのこと。代表的なものに、国際標準化機構（ISO）で定めた国際規格の「ISO14001」がある。

環境リスク

人間の活動によって生じた環境への負荷が、環境を経路して人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。その大きさは、有害性の程度と体に取り込む程度（暴露量）によって決まる。

間伐

健全な林木の生育を促すため、林木の密度の適正な調整をすることや、利用できる大きさに達した林木を徐々に収穫するために行う間引き作業のこと。間伐を行わなかった森林は、地表に陽光が届かず林木に十分な栄養が行き渡らないので、ひ弱な森林となってしまう。

キ

共生

本来は生物学の用語で、異種の生物が共存する相互作用に関する概念のこと。

環境関係では多くの場合、広く人と自然が生態系の一部として良好な状態を維持することをいう。

ク

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。また、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく側面を持つ。

コ

公害防止協定

地方公共団体または住民と公害発生企業との間に、公害防止を目的に締結される協定のこと。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等の手段として広く用いられている。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする、酸化性物質の総称のこと。目やのどの粘膜に影響を及ぼす可能性がある。

公共下水道

主に市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものこと。

公共用水域

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

ごみの有料化制度

排出者責任の明確化、ごみ処理費用負担の公平性確保、ごみの排出抑制・分別資源化の促進を目的とした制度のこと。本市では、ごみ袋へごみ処理費用を転嫁して販売する有料指定ごみ袋方式を実施している。

サ

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネル

ギーのこと。具体的には、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなどをエネルギー源とするものを指し、石油などの化石燃料に替わるクリーンなエネルギーとして注目されています。

さくらマップ

本市にあるさくらの名所を知っていただくため、地図と写真でガイド化したツールのこと。現在、市内100カ所、約1万5千本のさくらについて掲載されている。

さくら満開のまちづくり

グランドデザイン

本市に多数ある桜の名所を活かしながら植栽により新たな名所づくりを行うとともに、さくら満開のまちづくりを総合的に推進することを目的とした構想のこと。

産業型公害

工場生産などの産業活動による排水やばい煙などが原因となり発生する公害のこと。高度経済成長期に発生したイタイイタイ病や水俣病、四日市公害などがある。

シ

次世代自動車

二酸化炭素の排出量を削減した自動車のことで、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においては、ハイブリッド自動

車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車等を例示している。

集団回収

町内会や自治会、こども会、婦人会、PTA など、同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を定めて、古紙などの再生資源を集めて回収業者に引き渡すこと。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、一度使用したものが繰り返し使用することに努め、再使用できないものでも資源としてリサイクルすることで、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に悪影響を及ぼさない持続して発展可能な社会のこと。

省エネ診断

事業所に省エネの専門家を派遣し、具体的なエネルギーの使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う取り組みのこと。受診することで、運用改善によるお金をかけない省エネ対策の提案等を受けることができる。

省エネラベル

平成12年8月にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。この省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成している

るか、その達成度合い(%)を表示している。

小水力発電

河川の水を貯めることなく水の流れを利用して発電するシステムで、一般的には農業用水や上下水などが利用されている。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

ス

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)それぞれの頭文字をとった言葉で、廃棄物の削減に向けた考え方を示したもの。

セ

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物を取り巻くそれ以外の環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。まとまりの捉え方によっては、森林や水辺、あるいは地球など規模は様々である。

生物多様性

1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミットでは、「すべての生物(陸

上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義され、生物の種や遺伝子の多さと、それらによって成り立っている生態系とのつながりまでを含めた幅広い概念のこと。

タ

ダイオキシン類

工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質のこと。ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて定義されており、発がん作用や甲状腺機能、免疫機能の低下などの影響について研究されているが、私たちが日常の生活の中で摂取する量により急性毒性は生じることはないと考えられている。

大気汚染注意報

大気中の大気汚染物質の濃度が増加して一定のレベルに達した場合に都道府県が発令する情報のことで、光化学オキシダントや硫酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の5種が対象となっている

太陽光発電

太陽光エネルギーを太陽電池モジュールを使用し電気に変換するシステムのこと。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

宅配講座

市民からの派遣要請に基づき市担当職員が会場に出向き、学習機会の拡充を図るとともに、施策や事業に対する理解を深めてもらうための事業のこと。平成24年度は身近なテーマで全40講座のメニューがある。

多面的機能

森林や農地には自然環境や生態系の保全、良好な景観の形成、水源のかん養や水資源貯留、地球温暖化防止や大気浄化など、産業以外にいくつもの役割が備わっているということ。

炭素換算

排出される二酸化炭素の中に含まれる炭素の重量のことで、エネルギー使用などによる二酸化炭素の排出量を表すときに国際的に使用される数値のこと。

チ

地球温暖化

人間の活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の年間平均気温が上昇する現

象のことで、異常気象による農作物への影響や病害虫の発生、海面上昇による砂浜の減少や高潮、津波の危険性が高くなるといわれている。IPCC第4次評価報告書によると2100年の平均気温は、最小で1.1度、最大で6.4度上がると予測されている。

テ

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量が少ない自動車のこと。一般的には、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が知られている。

低炭素社会

経済社会の発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、地球温暖化から脱却した社会のこと。

ト

都市生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染や自動車等の騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。

ニ

二酸化硫黄

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色刺激臭のある気体で亜硫酸ガスともいわれる。呼吸器を刺激するなどの健康被害だけでなく、大気中で酸化し水分と結合して酸性雨の原因となるなど大気汚染の原因物質ともされている。

二酸化窒素

大気中の窒素酸化物の主要成分で、物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。主に呼吸器系へ影響があるとされている。

ノ

農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設のこと。主に集落を単位とした小規模分散システムであるため、処理水が農業用水などとして集落内で反復利用され、地域の水環境の保全に役立つとされている。

ノーマイカーデー

いつも自家用自動車を利用している人がその利用を控え、公共交通機関や乗り合わせ、自転車、徒歩など二酸化炭素排出量の少ない交通手段で移動する日のこと。二酸化炭素排出量の削減や、渋滞の緩和、健康増進につながると考えられている。

ハ

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもののこと。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

ヒ

pH

水素イオン指数 (potential Hydrogen) の略称で、物質の酸性、アルカリ性の程度を表す物理量のこと。pH7が中性で、数字が小さくなるほど酸性が強く、逆にpHが大きくなるほどアルカリ性が強い。

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略称で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般的にmg/lで表しており、その数値が大きくなれば水質汚濁が進んでいることを意味する。

フ

風力発電

風力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて発電するシステムであり、高効率で、風のエネルギーの約40%を電気に変換できるという特徴がある。化石燃料などの使用が一切ないことから、環境負荷が小さい、枯渇することのない資源利用として注目される再生可能エネルギーの一つ。

フードマイレージ

食材が生産地から実際に食べる場所へ運ばれるまでの、輸送に要する燃料や二酸化炭素の排出量をその距離と重量で数値化した指標のことで、この数値が低い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないと考えられている。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル) 以下のもの。工場のばい煙、自動車排出ガスなどが発生源であり、呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

ホ

保水機能

防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透、貯留する機能のこと。河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことを遊水機能という。

マ

マイバッグ

買い物袋としてスーパーなどに持参し繰り返し使用できるバッグのこと。エコバッグとも呼ばれ、レジ袋の削減に有効な手段として使用されている。

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ミ

緑のカーテン

ゴーヤやあさがおなどのつる性植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせてカーテン状に覆ったものこと。夏の日差しを遮ることで室内温度上昇の抑制や、植物の葉が水分を蒸発させ周囲の熱を奪う効果のほか、葉の緑が涼風にそよぐ様子が視覚的にも涼しく感じさせるなどの効果がある。

レ

レジ袋の無料配布中止

使い捨てされるレジ袋の使用を削減し、ごみの減量化につなげることを目的に、本市では平成21年11月から市内スーパー8店舗でレジ袋の無料配布中止を実施しマイバッグの持参を呼びかけている。

モ

モーダルシフト

輸送手段を転換するという意味で、具体的には貨物輸送をトラック輸送から、環境負荷の小さい鉄道、海運利用へと転換することなどがある。これにより、二酸化炭素排出量の削減や交通渋滞緩和の効果が期待できる。

ユ

ユニバーサルデザイン

②環境基準等一覧

1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準（昭和48.5.16環告25 改正平成8環告73）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53.7.11環告38 改正平成8環告74）

項目	環境基準	
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	長期評価	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状 物質 (SPM)	短期評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	短期評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
光化学 オキシダント (Ox)	短期長期の 区分なし	昼間の時間帯(5～20時)における1時間値が0.06ppm以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（昭和46.12.28環告59 改正平成24環告127）

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9.3.13環告10 改正平成24環告85）

（1）人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	健康項目の基準値	地下水質の基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級・水産1級・ 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級・工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級・農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級・環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	-

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準（平成 11. 12. 27 環告 68 改正平成 14. 7. 22 環告 46）

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下
水底の水質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成 10. 9. 30 環告 64 改正平成 24. 3. 30 環告 54）

地域の 種類	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら居住の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、前表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

③由利本荘市環境基本条例

平成23年3月25日
条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第7条―第24条）

第3章 環境審議会（第25条―第30条）

附則

今日のわが国の発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに便利さや豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしている。

また、私たちは、健康でかつ快適な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を良好な状態で将来に継承する義務を担っている。

このような認識のもと、市、事業者及び市民が協働して、良好な環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」を目指すため、ここに環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将

来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康でかつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、その環境が将来にわたり市民に継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な資源循環型社会を構築することを目的とし、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念ののっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に

自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念ののっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念ののっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念ののっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の推進並びに必要な技術等の活用を図ること。
- (4) 市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、由利本荘市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全に関する総合かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、由利本荘市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分配慮するものとする。

(施策の状況報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を公表するものとする。

(規制的措施)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措施)

第12条 市は、事業者及び市民が自らの活動に

係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と共生の推進)

第15条 市は、地域の特性を生かし、人と自然が共生する躍動と創造の都市を形成するため、景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、

事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第18条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の推進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

る。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第23条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進)

第24条 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する施策を推進するよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、由利本荘市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者、各種団体の代表及び行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 29 条 環境の保全に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験の有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

④計画策定体制

1 由利本荘市環境審議会

由利本荘市環境基本計画第25条により設置された環境審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項や環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関であり、本計画の策定にあたっては、基本的な方針や内容について総合的に検討をいただいた。

▼由利本荘市環境審議会委員名簿（平成25年3月1日現在）

区分	氏名	所属等
会長	苅谷 哲朗	秋田県立大学システム科学技術部教授
副会長	金 直樹	由利本荘医師会会長
委員	畠山 勝一	秋田しんせい農業協同組合代表理事組合長
委員	小松 佳和	本荘由利森林組合代表理事組合長
委員	金森 巳嗣	秋田県漁業協同組合理事
委員	三浦 勉	子吉川水系漁業協同組合組合長
委員	木内 義範	由利本荘市商工会工業部会長
委員	須田 幸喜	由利本荘青年会議所理事長
委員	大沼 武且	由利本荘市建設業協会会長
委員	小松 真吾	由利地域振興局福祉環境部部長
委員	畠山 恵美子	由利本荘市連合婦人会会長
委員	磯貝 道子	消費者代表
委員	三浦 昭夫	由利本荘地球温暖化対策協議会副会長
委員	工藤 兼勝	環境あきた県民フォーラム理事
委員	小松 文	秋田県地球温暖化防止活動推進センター由利本荘デスク

※所属等は就任時のもの

2 由利本荘市環境調整会議

環境調整会議は、副市長を会長とし関係部局長で構成された庁内組織で、本計画を推進及び管理することを目的とし設置された。

▼由利本荘市環境調整会議設置要綱

平成23年12月19日

(設置)

第1条 由利本荘市環境基本条例(平成23年由利本荘市条例第4号)第8条に規定する由利本荘市環境基本計画等を推進し、及び管理し、並びに見直しをするため、由利本荘市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 由利本荘市環境基本計画に関すること。
- (2) 由利本荘市の住みよい環境づくりに関すること。
- (3) 由利本荘市バイオマスタウン構想に関すること。
- (4) その他環境保全の全般に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、副市長、各部長、教育次長及びガス水道局長の職にある者とする。

2 調整会議に、会長及び副会長を置き、会長には市長が指定する副市長、副会長には市民福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、調整会議を代表し、調整会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

⑤ 計画策定の経緯

1 由利本荘市環境基本計画策定経過

実施日・期間	実施内容
平成 23 年 7 月 14 日 9 月 28 日 11 月 9 日～ 11 月 30 日	第 1 回由利本荘市環境審議会 第 2 回由利本荘市環境審議会 由利本荘市の環境に関する市民・事業者アンケート調査
平成 24 年 2 月 20 日 3 月 16 日 7 月 30 日 9 月 13 日 10 月 22 日～ 11 月 22 日	第 1 回由利本荘市環境調整会議 第 3 回由利本荘市環境審議会 第 2 回由利本荘市環境調整会議 第 4 回由利本荘市環境審議会 由利本荘市環境基本計画（素案）パブリックコメント
平成 25 年 1 月 25 日 2 月 5 日 3 月	第 3 回由利本荘市環境調整会議 第 5 回由利本荘市環境審議会 由利本荘市環境基本計画策定

2 由利本荘市の環境に関する市民・事業者アンケート調査結果

市民及び事業者が日常生活や事業活動で環境に関して感じていることや、意見、要望を調査し、計画作成に反映していくことを目的に実施した。

項目	市民	事業者
対象	市民（19 歳以上の男女）から無作為に抽出した 1,000 人	商工会会員の中から従業員数別に抽出した 100 社
調査方法	郵送による配布及び回収	郵送による配布及び回収
有効回答率	45.6%（456/1,000）	76.0%（76/100）

